

「三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」及び
「三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」における
市内業者とは

- 住宅の補助「若者定住促進事業」では・・・
本店または営業所をもつ事業所及び個人
- 「空き家バンク・リフォーム補助事業」では・・・本店をもつ事業所及び個人

三豊市の上記補助金制度では、「補助金の交付申請日において、本市の市税を納付しており、かつ、本市の区域内で建築業等を営む法人又は住所を有する個人」を市内業者としています。

この市内業者については、補助金の申請時に下記の事項について確認させていただきます。

1. 申請日までに、三豊市税務課に「法人異動届」を提出されていること。
(くわしくは三豊市税務課 0875-73-3006 まで)
2. 申請日の時点で、法人市民税または住民税、固定資産税、軽自動車税に滞納がないこと。

■お問い合わせ先■

三豊市 政策部 地域戦略課

電話 0875-73-3011